

石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No. 20

1996年5月8日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒106 東京都港区三田3-1-3M・KURSE 全国安全センター内

TEL 03-5232-0182 / FAX 03-5232-0183

も く じ

- ◎ 石綿対策全国連絡会議
各省庁に対してアスベスト対策強化を要請 2

- ◎ 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 9

- ◎ 「住友重機・横須賀石綿じん肺訴訟の早期・公正な判決を求める団体署名」
への取り組みについて 17

◎ 「大気汚染防止法」の今回の改正法案では、吹き付けアスベスト等を使用した建築物は解体時のみ届け出が義務付けられているが、解体時に全ての建築物の届け出を義務付けて欲しい。

また、この場合の義務違反はどうやって把握するのか。

答：「規制緩和」の流れの中では、全ての義務化は難しい。

また、違反は「パトロール」で把握していく。具体的には各自治体（政令市）で検査を行なうつもりであるし、今回の届け出の義務化は、政令市にその能力があると判断したためである。阪神・淡路大震災の被災地ではNGO通報が約20件あった。警察や各都道府県に通報いただければ調査をする。

◎ 政令市の「パトロール要員」は増員するのか。

答：増員はしない。

◎ 労働省が定めている「安全衛生法」でのアスベストを使用した建築物の解体時の届け出との関連はどうか。

また、環境庁としては、今回の「大気汚染防止法」に基づく届け出について、どう実効を図っていくのか。

答：環境庁としては、今回の法改正が行なわれた後、周知徹底を図ることが大切だと考えており、立ち入り検査等を含めたチェック体制について検討していく。

また、解体現場の「届け出」の有無は、各自治体で教えてもらえるし、違反している場合には告発もできる。

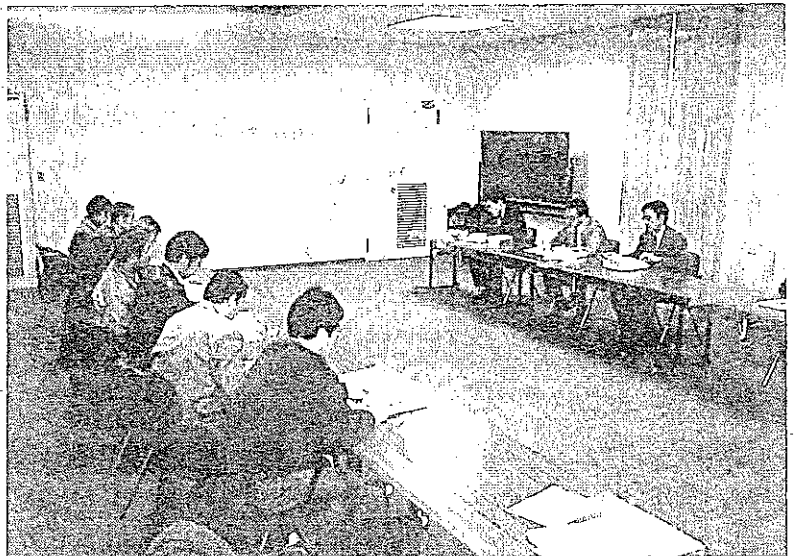
◎建設省

要請は、建設省からは建築物防災対策室・金子課長補佐と環境調整室・浅野課長補佐を含む4名が参加、全国連からは里見事務局長以下8名が参加して行なわれました。

要請項目（◎印）とそれに対する回答は次の通りです。

◎ 建築基準法から、石綿スレートおよび石綿パーライト板の記述を削除すること。

答：石綿スレートおよび石綿パーライト板は、施行当時の代表的な建材として例示したものである。建築基準法の例示基準は、諸外国では性能規定になっているので、性能規定へと見直すつもりである。平成8年度中に建築審から答申を受け、検討する。



◎ 官庁工事・公共工事等において、次のような措置を講ずること。

① 建築物の解体・改修工事におけるアスベスト使用の有無に関する調査・記録、および飛散防止対策の実施。

② アスベスト製品の使用禁止。

答：① 昭和62年より調査をしているし、平成元年度より除去工事も行なっている。また、建設省としての除去方法の指針も持っているし、それは実行している。

② 合同庁舎のビル等、建設省の管轄で新しい建築物を建てる場合には、ノンアスベスト化はほぼ達成されている。

(注) ①および②の「それぞれが対象とするもの」に関する再質問には、

① 「吹き付けのみが対象となっている」

② 「アスベスト成形板も対象とされている」

との回答がありました。

◎ 非アスベスト建材の使用促進、およびその情報の提供を行なうこと。

答：建設省の管轄の建築物では、出回っている非アスベスト製品の使用を図っている。

◎ アスベスト使用建築物の解体・改修にあたっては、アスベスト飛散防止対策の徹底を図ること。

答：建設省が管轄する団体に対しては、「使用」「廃棄」「労働者」等に関する『注意事項』を出して指導をしている。

また、解体・改修に関してはその技術指針を昭和63年6月に定めているし、それに伴う融資制度もある。阪神・淡路大震災の際にも、シートによる囲い込みや散水等で作業の安全性を確保しながら解体・改修を行なうよう、各地方団体へ指導した。

また、参加者との質疑応答の中では次のようなやりとりがありました。

◎ 建築基準法の中に不燃材料としてアスベストが記載されていることについて、例示等について今後はどうしていくつもりなのか。

答：建築基準法の例示については、性能規定だけでは運用しづらいので政令等で例示することとなる。現行の代替品の不燃性能等を調査しながら、どのようなものを代表例とするのが適当かを検討していきたい。

◎ 庁舎等、公共の建築物等について、ボイラー室等で吹き付けアスベストの存在しているところについてはどのような対策をとっているのか。

答：建設省の発注した建築物であれば、その設計図書に基づいて安全対策を講じている。

◎ Pタイルの解体について、除じん装置の使用は指導しているのか。

答：除じん装置の使用に関しては、飛散性が高い吹き付けを解体する場合が基本となる。成形板の解体の場合は散水を指導している。

◎ Pタイルも飛散度が高いのではないか。

答：調査結果を参考にしたい。

◎ 建設省としては、解体時のアスベスト飛散量については、現状でどの程度だと考えているのか。

答：吹き付けの場合しか想定していないので、その他については把握できていない。

◎ スレートは屋根材として適していないのではないか。踏み抜き事故も多いし、労働安全上からも対応して欲しい。

答：現行の「積雪」「風圧」「火災」等に対する基準には適応しているが、構造上もろくなり易い材料については検討させて欲しい。

また、屋根の上で作業をするということは想定していない。

◎ 建設省から工事を発注する場合、その「仕様書」ではアスベストの使用は禁止されているのか。

答：禁止されていないが、ノンアス化の申し合わせがあり、建設省から建材を指定する庁舎の仕様においてはアスベストを使用していない。

◎ 建設省の直轄する団地等の場合はどうか。

答：都営団地等の場合は、建設省の補助で都道府県が運営しており、共通の仕様書を使用している。また、住宅都市整備公団の場合は、建設省内の管理官室が監督している。

◎ 瓦が地震に弱いという誤った認識のため、コロニアルやフルベストの使用が増えている。一般建築物へのノンアス化も指導して欲しい。

答：代替品への誘導はできるが、現状では規制できない。

これらの質疑応答の他に、アスベストの飛散性の認識や代替品への指導等について、関係各省庁間連絡会議での検討を要請しました。

◎ 労働省

要請は、労働省からは安全衛生部科学物質調査課・北澤調査係長を含めて2名が参加、全国連からは里見事務局長以下8名が参加して行なわれました。

要請項目(◎印)とそれに対する回答は次の通りです。

◎ クリソタイルの輸入・使用も禁止すること。

答：データ収集を行なっているが、代替品の安全性にも疑問がある。非アスベスト化へ向けて代替品使用へ誘導したい。

- ◎ クリソタイルを含めたアスベスト使用の全面禁止までの間、当面、次の点について対策を講じること。

- ① アスベスト含有製品の表示において、その発がん性等を明記すること。

- ② 個別建材への「a」マークの刻印において、そのアスベスト含有率が分かるよう、含有率の刻印も行なうように指導すること。

答：① 平成4年の告示による「科学物質等安全データシート」や容器等へのラベルについて、指導を徹底したい。安全衛生法57条の表示については、例示内容を単に「吸いすぎに注意」といったものから改めるよう検討中である。

- ② 「a」マークは業界の自主措置だが、要望は担当者に伝えたい。

- ◎ 耐火・不燃の構造・材料等の建設大臣認定について、認定時と同等の性能を有していれば新たに認定ナンバーを取り直す必要が無い場合、便覧等をみても石綿の含有等について現状が把握しづらい。やはり、「a」マークに含有率を明記するなり、含有率でマークの色を変えるなりする等、表示の方法を検討して欲しい。

- ◎ 非アスベスト製品の使用促進およびその情報の提供を行なうこと。

答：通達で代替品の使用義務を明示している。「代替物使用の努力義務」を、今後も指導していく。

- ◎ アスベスト使用建築物の解体・改修にあたっては、次の点について対策を講じること。

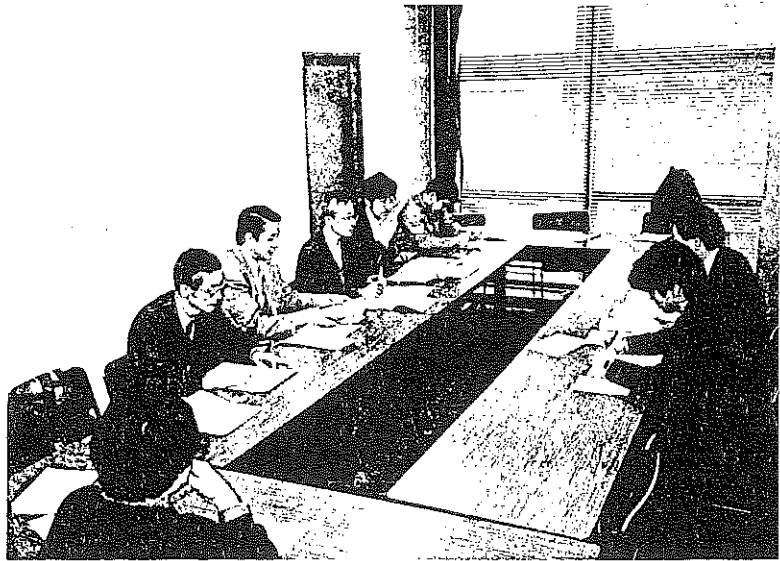
- ① 解体・改修工事における事前調査・記録の実施状況を把握することと共に、実効性確保のための措置を講ずること。

- ② 吹き付けアスベスト除去工事の、都道府県別（東京都内は23区別）の届出状況を明らかにすること。

- ③ 吹き付けアスベストおよびアスベスト含有建材等の除去工事等における飛散防止対策について、各省庁・地方自治体・各関係団体・建設業界等に対してその周知徹底を図ること。

答：① 各局・各署で、集団・個人指導をしていく。

- ② 届出状況はまだ把握できていない。届出の指導を強化していく。



③ 各省庁とは現在でも連携があり、これを強めていく。また、建設業界に対しては今後周知徹底を図っていく。

◎ ILO石綿条約を早期に批准すること。

答：現在、検討中である。

また、参加者との質疑応答の中では次のようなやりとりがありました。

◎ クリソタイルについて、今後禁止していくのかどうか、労働省は将来的にどう考えているのか。

答：発がん性の強さについて調査中であるが、世界各国でも全面禁止にしているところはない。安全性等で代替品が十分になれば検討していきたい。

◎ 世界各国でも「原則禁止」であるし、日本の体制とは違っている。

◎ ロックウールやガラスウールとクリソタイルの発がん性の違いについてどう考えているのか。

答：石綿はこれまでに長期にわたって使用してきているため、そのデータが豊富であるが、ロックウールやガラスウールについてはデータが少ない。

◎ クリソタイルも使用禁止という前提に立てば、代替化がもっと早く進むのではないかと。明確な方向性を出して欲しい。外国での使用量と、日本での使用量の圧倒的な差が説明できない。強力な指導をして欲しい。

◎ 阪神・淡路大震災で、屋根が従来の瓦であったために被害が拡大したなどといった誤った情報が流れたため、現在、コロニアル・フルベスト等の使用が増加している。情報が不足しており、何がアスベスト建材なのか市民に分からない状況になっているのではないかと。

答：建災防のテキストを改訂し解体・新築に対するマニュアルを1～2ヵ月中に出す予定である。

◎ 「大気汚染防止法」の改正案について、一般処理場ではスレートによるアスベストが飛散している。吹き付け材・保温材だけではなく、スレートも指定するよう、連絡会議で要請して欲しい。

以上のような質疑の他に、去年の11月の集会でブローダー氏から報告された、日本企業が、輸入元であるアメリカ企業からアスベストに関する注意事項の表示に関して指摘を受けたにも関わらず、「日本の基準には違反していない」として表示をしなかったという事例（アメリカにおける裁判で証拠として採用されている）等も報告し、日本における表示の見直しの必要性を強く指摘しました。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
 ○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 ばい煙の排出の規制等（第三条―第十
 七条）
 第二章の二 粉じんに関する規制（第十八条―
 第十八条の十九）
 第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進（第
 十八条の二十一―第十八条の二十四）
 第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等（第
 十九条―第二十一条の二）
 第四章 大気の汚染の状況の監視等（第二十二
 条―第二十四条）
 第四章の二 損害賠償（第二十五条―第二十五
 条の六）
 第五章 雑則（第二十六条―第三十二条）
 第六章 罰則（第三十三条―第三十七条）
 附則

第一章 総則

（目的）
 第一条 この法律は、工場及び事業場における事
 業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並び
 に粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質
 対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに
 係る許容限度を定めること等により、大気の汚
 染に関し、国民の健康を保護するとともに生活

（傍線の部分は改正部分）

環境を保全し、並びに大気の汚染に關して人の
 健康に係る被害が生じた場合における事業者の
 損害賠償の責任について定めることにより、被
 害者の保護を図ることを目的とする。

第二章 略

8) 2 この法律において「特定粉じん排出等作業」
 とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し
 又は飛散させる原因となる建築材料で政令で
 定めるもの（以下「特定建築材料」という。）
 が使用されている建築物を解体し、改造し、又
 は補修する作業のうち、その作業の場所から排
 出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染
 の原因となるもので政令で定めるものをいう。

9) この法律において「有害大気汚染物質」とは
 継続的に摂取される場合には人の健康を損な
 うおそれがある物質で大気の汚染の原因となる
 もの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げ
 るものに限る。）及び特定粉じんを除く。）を
 いう。

10) この法律において「自動車排出ガス」とは、
 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第
 百八十五号）第二条第二項に規定する自動車の
 うち総理府令で定めるもの及び同条第三項に規
 定する原動機付自転車のうち総理府令で定める
 ものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生す
 る一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康
 又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある
 物質で政令で定めるものをいう。

第二章 ばい煙の排出の規制等

第三条 第十六条 略

(事故時の措置)

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2) 前項の場合においては、同項に規定する者は直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3) 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二章の二 粉じんに関する規制
第十八条 第十八条の四 略

(敷地境界基準)

第十八条の五 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、総理府令で定める。
第十八条の六・第十八条の七 略

(計画変更命令等)

第十八条の八 都道府県知事は、第十八条の六第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受け理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更(同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は同条第一項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設定に関する計画の廃止を命ずることができる。

第十八条の九 略
(敷地境界基準の遵守義務)

第十八条の十 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「特定粉じん排出者」という。）は、敷地境界基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第十八条の十二・第十八条の十三 略

（作業基準）

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、総理府令で定める。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届

け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2) 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3) 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（作業基準の遵守義務）

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該

特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実に、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携

の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

2) 国は、前項の調査の実施状況及び同項の科学的知見の充実の程度に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

3) 国は、事業者が前条の措置を講ずることを促進し、及び次条の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十三 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2) 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十一の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(国民の努力)

第十八条の二十四 何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等
第十九条 第二十一条の二 略

第四章 大気汚染の状況の監視等
第二十二条 略

(緊急時の措置)
第二十三条 都道府県知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあることを認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、総理府令で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第二十四条 略

第四章の二 損害賠償
第二十五条 第二十五の六 略

第五章 雑則
(報告及び検査)

第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状態、特定施設の事故の状況、一般粉じん発生施設の状態、特定粉じん発生施設の状態、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定

21 都道府県知事は、気象状況の影響により大気

粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2 3 略
(適用除外等)

2 第二十七条 略

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十二号に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設、特定施設又は一般粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質又は一般粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十八条の十三第二項において第十八条第一項又は第十八条の二第一項の規定による届出をした者について準用する場合を含む。)、第十四条第一項及び第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の四の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

3 4 略
(資料の提出の要求等)

2 第二十八条 略

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発

生施設若しくは特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はばい煙若しくは粉じんによる大気汚染の防止に留意意見を述べることができる。

第二十九条 国は、工場若しくは事業場における

事業活動又は建築物の解体等に伴うばい煙又は特定粉じんの排出等による大気汚染の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第三十条 第三十一条 略

(条例との関係)

第三十二条 この法律の規定は、地方公共団体においてばい煙発生施設について、そのばい煙発生に於いて発生するばい煙以外の物質の大気中への排出に關し、ばい煙発生施設以外のばい煙を発生し、及び排出する施設について、その施設において発生するばい煙の大気中への排出に關し、一般粉じん発生施設以外の一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散する一般粉じんの大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん発生施設について、その特定粉じん発生施設において発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん発生施設以外の特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し、並びに

特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第六章 罰則

第三十三條 第九條、第九條の二、第十四條第一項若しくは第三項、第十八條の八又は第十八條の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項又は第十三條の二第一項の規定に違反した者

二 第十七條第三項、第十八條の四、第十八條の十六、第十八條の十八又は第二十三條第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項、第八條第一項、第十八條の六第一項若しくは第三項又は第十八條の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五條第二項又は第十五條の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第十八條第一項若しくは第三項、第十八條の二第一項又は第十八條の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項又は第十八條の九の規定に違反した者

三 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六條 略

第三十七條 第十一條若しくは第十二條第三項（これらの規定を第十八條の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十八條の十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1 8 略

9) (指定物質抑制基準)

環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならぬもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中

に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類のごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

（勧告）

10 都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

（報告）

11 都道府県知事は、前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

全日本造船機械労働組合からの要請による
「住友重機・横須賀石綿じん肺訴訟の
早期・公正な判決を求める団体署名」
への取り組みについて

◎ 石綿対策全国連は、全日本造船機械労働組合からの要請により「住友重機・横須賀石綿じん肺訴訟の早期・公正な判決を求める団体署名」への取り組みを行いました。これは、昨年11月7日に開催された第9回総会での同訴訟の勝利に向けた取り組み確認を受けてのものです。

2月26日付けで各会員に取り組み要請を行い、僅かな取り組み日数にもかかわらず、12団体より合計100枚の署名を集めることができました。集まった署名は、3月19日に全造船機械本部へ送り、その後、3月26日に全造船機械本部より全造船追浜浦賀分会の石川委員長に渡されました。この署名は、4月19日に横浜地裁横須賀支部へ提出されました。

なお、団体署名は全体で1,818枚提出されています。

《署名をいただいた団体名》

- ◎ 日本消費者連盟
- ◎ 旧松尾鉾山被害者の会
- ◎ 大阪府立公衆衛生研究所
- ◎ 労働者住民医療機関連絡会議
- ◎ 東京東部労災職業病センター
- ◎ 愛媛労働災害職業病対策会議
- ◎ 高知県労働安全衛生センター
- ◎ 全日本水道労働組合
- ◎ 全国建設労働組合総連合および傘下組合
- ◎ アスベスト規制法制定をめざす会
- ◎ 石綿対策全国連絡会議
- ◎ 全国一般日本エタニットパイプ分会

※ 既に独自に署名に取り組まれた団体や、直接、全造船機械労組に署名を送られた団体もあります。

今後も、全造船機械労組から要請があり次第支援をしていきます。

